

平成 28 年度

第 3 回産業建設常任委員会会議録
第 2 回産業建設分科会会議録

平成 28 年 6 月 7 日

宍 粟 市 議 会

平成28年度第3回産業建設常任委員会会議録

日 時 平成28年6月7日（火曜日）

場 所 宍粟市役所503会議室

開 会 6月7日 午前9時46分

次 第

1．協議・審査事項

（産業部・農業委員会事務局）

第70回宍粟市議会定例会付託案件審査

（産業部・農業委員会）

第68号議案 宍粟市農業共済条例の一部改正について

有害鳥獣に関する事項について

- ・有害鳥獣対策について

観光施策に関する事項について

- ・宍粟市観光基本計画検証委員会要綱案について

その他報告事項

- ・兵庫・鳥取・岡山三県境地域インバウンド推進事業について
- ・その他

（建設部）

その他報告事項

- ・平成28年度国土交通省姫路河川国道事務所事業概要について
- ・平成28年度龍野土木事務所宍粟事業所事業概要について
- ・水道水源集水井戸建設工事契約状況について
- ・平成28年度各種促進協議会日程について
- ・上下水道使用料等の不納欠損について

第70回宍粟市議会定例会付託案件討論及び採決

2．その他

継続調査事項の協議について

次回委員会の開催について

その他

出席委員

委員長	実友勉	副委員長	福嶋齊
委員	藤原正憲	委員	飯田吉則
”	岡前治生	”	小林健志
議長	秋田裕三		

出席説明員

(産業部・農業委員会事務局)

産業部長	中岸芳和	農業委員会事務局長	山石俊一
産業部次長兼地域産業課長	中務久志	産業部次長兼林業振興課長	坂口知巳
農業振興課長	前川満	農地整備課長	竹添禮一郎
商工観光課長	寺元久史	農地振興課副課長	宮本雅博

(建設部)

建設部長	鎌田知昭	建設部次長	寺田美喜也
建設部次長兼地域建設課長	花井一郎	建設課長	井口靖規
土地対策課長	榎木隆	都市整備課長	西村吉一
上下水道課長	太中豊和	水道管理課副課長	春名良信
建設課副課長兼補修係長	谷口宗男		

事務局

係 長 岸 元 秀 高

(午前 9時46分 開会)

実友委員長 それでは、産業建設常任委員会に切り替えをさせていただきます。

産業部・農業委員会の審査に入らせていただきます。

第68号議案について、課長のほうから説明をお願いします。

前川課長。

前川農業振興課長 失礼をいたします。まず、訂正を最初のほうにさせていただきます。

こちらの資料、産業建設常任委員会資料1ページでございますが、まず、5行目でございます。「農作物共済掛金率等一覧表の」と書いてございますが、申しわけございません、これを「を」と訂正をしていただきたいと思います。

それともう一つでございます。のところでございます。「加入者負担共済掛金の金額及びその徴収方」ということになってますが、これは「方法」ということで訂正をよろしくをお願いします。

それでは、第68号議案、宍粟市農業共済条例を一部改正する条例について、御説明をさせていただきます。

まず、改正内容でございますが、1番といたしまして、農作物共済掛金率一覧表の備置き及び閲覧というところで、第37条第1項につきましては、市町は農業共済の掛金率と、それから危険段階における集落等の名称を一覧表として据え置くということになっております。

その中で、今回でございますが、集落等の名称に追加をいたしまして、その住所ということを変更をさせていただいております。これにつきましては、国からの指導がありまして、その中で国から国の模範条例ということで条例が出ております。それに沿ったような形で変更させていただくということで、住所等の記載を追加をさせていただいております。

また、その中で現在、法人とかそういうものが多くなってきております。そのため、追記ということで法人とか資格団体の部分につきましては、取り扱いを括弧書きで記入をさせていただいておるところでございます。

続きまして、第37条第2項でございます。

これにつきましては、公示をする際でございますが、今回、住所並びに氏名が出てしまいます。その場合、個人情報ということで一覧表の中に住所なり氏名が出てしまうのは、いかがなものかなということで、ここにつきましては、前から氏名につきましては、こちらの考えで共済の番号というので公表をさせていただいており

ましたが、それにつきまして、条例上、何もうたっていませんでした。そのため今回、第37条第2項で個人情報になるため、ただし書きということで農作物共済の加入者の氏名、また名称及び住所については当該内容から省くものとするという形で追加の記載をさせていただいております。

続きまして、第37条第3項でございます。

これにつきましては、共済の加入者から閲覧の希望があったときでございますが、個人情報の関係で氏名とか住所のほうを消させていただいている状況でございますが、本人さんなりの申請の場合につきましては、どこが自分のものかということがわかりません。それで第37条第3項によりまして、ここの部分でただし書きを入れさせていただいて、農作物共済加入者の氏名・名称及び住所については、当該農作物共済加入者に係るものは公示するというか、見せるという形で今回追記をさせていただいております。それが第37条関係の改正でございます。

続きまして、第106条でございます。

加入者負担共済掛金の金額及びその徴収方法ということで、第106条第1項につきましては、本市の農作物共済率は、国が定めた率を本市の市内で地域にあわせた危険段階ということで、3月にこちらのほうで説明もさせていただきました。危険段階の設定というのがございます。それによって市で決定をしております。中には、畑作物ということで大豆ということで、黒大豆につきましては市で危険段階を4段階示させていただいて、その中で掛ける掛金率を決定しておるものでございますが、あと、その他の大豆ということで、黒大豆に対して白大豆というのをつくられている方もおられます。

ただ、これにつきましては、白大豆は1名の方というか、農林公社さんのほうがつくられているだけで、比較するものがございません。そのため、国が定めた危険段階というのがございまして、その該当している部分を使わせていただくということで、ずっと運用させていただいておりましたが、今回、これにつきましては、第106条の第1項で追記ということで当該畑作物共済加入者の共済目的の種類、これに係る農作物の危険段階共済掛金率（法第120条の15第6項の畑作物共済基準掛金率）というのが国の率でございます。これを使うという形で、今回追記ということでさせていただいております。

続きまして、畑作物共済掛金率等の一覧表の備置き及び閲覧ということで第110条関係でございます。

これにつきましては、第37条の関係と同じでございますが、住所が追記されたこ

とに個人情報とか、そういった観点からの部分を同様に変更させていただくということになっております。

以上、これが農業共済の条例の一部改正ということでございます。よろしく願いします。

実友委員長 第68号議案につきましての説明が終わりました。

御質問ございましたら。

岡前委員。

岡前委員 第106条第1項の関係で、白大豆等の加入者は1者のため、危険段階が難しいと。それで今回、その国の危険段階をずっと使用してきたけども、これを条例に追加するということなんやけども、それでは、逆に言えば、今まではそういう条例的な根拠がない中で、危険段階を設定されてきたということに逆になるんですか。

実友委員長 前川課長。

前川農業振興課長 御指摘のとおりかと思えます。こういう形で条例を確認した中で、国から何を使っているんだということを聞かれた場合に、そのものもなかったということで今回つくらせていただいたと。

実友委員長 岡前委員。

岡前委員 ちなみになんですけど、これはだから前から慣例でずっとしてきたということになるんやと思うんやけど、何年間、もうずっとやね。

前川農業振興課長 白大豆を受けてからということになると思えます。

実友委員長 よろしいですか。

岡前委員。

岡前委員 それで、今回の個人情報の取り扱いに関する部分と、今言った部分というのが、今回、そのきっかけは何やったんですか。国の模範条例と照らし合わせたことでわかったのか、それとも国からそういう指導があったのか、その点はどうなんでしょうか。

実友委員長 前川課長。

前川農業振興課長 模範条例を照らし合わせたというよりも、国のほうからどこの共済組合のほうもこの部分を入れてなかったところがあった中で、国が共済のこうした内容をほかで出しているという中で指導が入ったということで、兵庫県が全体的にこういう形に修正をしてくださいという形でやらせていただきました。

実友委員長 ほかにございませんか。

岡前委員。

岡前委員 確認なんやけど、宍粟市だけが抜けとったということではないんですね。

実友委員長 前川課長。

前川農業振興課長 総会の課長会等でもこういう形で直してくださいということで、全体的にどこのところも直しているという状況でございます。

岡前委員 はい、わかりました。

実友委員長 よろしいですか。ほかにもございませんか。

(「なし」の声あり)

実友委員長 ないようでございますので、第68号議案についてはこれで終わりたいと思います。

それでは、その他報告事項に入りたいと思います。

【継続調査及び報告事項を実施】

実友委員長 ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

実友委員長 ないようでしたら、これで産業部については審査は終わりたいというふうに思います。

お疲れさまでございました。

休憩いたします。

再開は11時10分から。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

実友委員長 それでは休憩を解きまして、建設部の説明に移らせていただきたいと思います。

今回、建設部については議案がございませんので、その他の関係で説明をお願いします。

部長、よろしく申し上げます。

【継続調査及び報告事項を実施】

実友委員長 ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

実友委員長 その他、ございませんか。

(「なし」の声あり)

実友委員長 それでは、これで建設部につきましては、終了したいというふうに思います。

お疲れさまでございました。

(建設部退室)

実友委員長 それでは、採決に移らせていただく前に、何か御意見等ございましたら。

(「なし」の声あり)

実友委員長 ごございませんか。

討論もございませんか。

(「なし」の声あり)

実友委員長 それでは、採決に移らせていただきたいというふうに思います。

産業部関係の第68号議案、宍粟市農業共済条例の一部改正について、賛成の委員の方、挙手をお願いしたいというふうに思います。

(挙手全員)

実友委員長 全会一致でございます。

暫時休憩。

午前11時42分休憩

午前11時43分再開

実友委員長 また、委員会のほうに戻りますけども、事務局のほうから何かございますか。

【継続調査事項及び次回日程等を協議】

実友委員長 よろしいかいね。事務局もこれでよろしいか。

(「なし」の声あり)

実友委員長 それでは、副委員長。

福嶋副委員長 それでは、長時間御苦労さまでした。

委員会終了します。

(午前 11時56分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会産業建設常任委員会 委員長 実 友 勉

平成28年度予算決算常任委員会第2回産業建設分科会会議録

日 時 平成28年6月7日(火曜日)

場 所 宍粟市役所503会議室

開 会 6月7日 午前9時30分

次 第

1. 協議・審査事項

第70回宍粟市議会定例会付託案件審査

(産業部・農業委員会)

第71号議案 平成28年度宍粟市一般会計補正予算(第1号)の関係部分
第70回宍粟市議会定例会付託案件に関する意見及び賛否確認

出席委員

委員長	実友 勉	副委員長	福嶋 斉
委員	藤原 正憲	委員	飯田 吉則
”	岡前 治生	”	小林 健志
議長	秋田 裕三		

出席説明員

(産業部・農業委員会事務局)

産業部長	中岸 芳和	農業委員会事務局長	山石 俊一
産業部次長兼地域産業課長	中務 久志	産業部次長兼林業振興課長	坂口 知巳
農業振興課長	前川 満	農地整備課長	竹添 禮一郎
商工観光課長	寺元 久史	農地振興課副課長	宮本 雅博

事務局

係 長 岸 元 秀 高

(午前 9時30分 開会)

実友委員長 皆さん、おはようございます。

梅雨に入りまして、じめっとした気候になりました。皆様方も体調の維持に十分気をつけていただきたいなというふうに思うところでございます。

また、こういった時期でございますので、災害等についても、また、職員の皆さん、いろいろと頑張ってくださいとことかあるかというふうに思いますが、どうかよろしく滞納のほうをお願いしたいというふうに思います。

今日は第3回の産業建設常任委員会、それと産業建設分科会を、第2回なんですが、させていただきたいというふうに思います。

まず、それでは、産業部のほうから説明をよろしくをお願いしたいと思います。部長。

中岸産業部長 皆さん、おはようございます。

先ほど委員長のほうからありましたように、梅雨に入っていよいよ本格的な降雨シーズンとなったんですけど、部員一同、災害等に対する備えをしていきたいというふうに考えております。

本日は、分科会のほうを先にさせていただきます。

まず、6月の本会議に上程しております第71号議案に関する補正の件につきまして、次長のほうから説明のほうをさせていただきます。

実友委員長 次長。

中務産業部次長兼地域産業課長 それでは、私のほうから第71号議案、平成28年度宍粟市一般会計補正予算(第1号)について説明させていただきます。

予算書のほうは8ページになります。

補正内容につきましては、商工費、観光施設費といたしまして補正後4,000万円を計上させていただいております。

事業の内訳につきましては、下に書いておりますように工事請負費で1,400万円、備品購入費といたしまして2,600万円を計上させていただいております。

これにつきましては、森林セラピーの事業において、利用者の利便性を高めるための公衆トイレ、バイオトイレの整備、また宍粟市側から氷ノ山へ登られる登山者の利便性を高めるために、また集客を図るために、氷ノ山側に公衆トイレ、同じくバイオトイレ、また駐車場の整備を行う予定としております。

これにつきましては、平成27年度3月補正において、地方創生加速化交付金を活用して実施を予定しておりましたが、交付金事業の対象外となり、平成27年度予算

での実施を見送っておりました。しかしながら、過疎対策事業債による財源を確保して改めて平成28年度事業として予算計上させていただくものであります。

以上でございます。

実友委員長 説明は終わりました。

第71号議案について、質疑のある方は発言をお願いします。

飯田委員。

飯田委員 こんなことを聞くまでもないと言われるかもしれませんが、加速化交付金を活用しようという計画をしたときの、それがいわば甘かったというか、そういう結果になるんですかね、要は。対象外という判断をされたということは、どういことが対象外というふうに判断されたということになるんでしょうか。

実友委員長 部長。

中岸産業部長 加速化交付金事業につきましては、それぞれ御承知のようにソフトとハードを両方合わせて、できればソフトのほうを多くした中での事業という形で、宍粟市においては約9,400万円の事業のうち加速化交付金で7,650万円程度という中で、この森林セラピー推進事業につきましては、このセラピー基地のところでのトイレと運行路を整備するとともにセレモニー等の広告を行うということで、4,100万円強しておりました。それについて、やはりソフトの分が少なかったということで、国のほうのヒアリングというんですか、認定の中でこの部分が欠落したのかなあと、そのようにこちらのほうは捉えております。

実友委員長 よろしいですか。

飯田委員。

飯田委員 いろんな場面でそういう見込み違いと言ったら悪いんですけども、いう部分が結構見受けられるんですね。ある程度予算するときには、もうちょっとシビアに、自分らが市内のほうに補助金とか出すときに査定されるわけで、今回は国県に査定をされておるといわけなんですけど、自分たち自身もそういう場面を踏んでおられる方がこういうことになるというのは、仕方がないかもしれないですけども、その辺はもうちょっと慎重にやっていただかないと、せっかくこういう形で予算を組んだやつを交渉しながら、それができませんでしと云うほうもつらいと思うんで、もうちょっとその辺はこれからは慎重にやっていただきたいと、これからは。

確かに相手方が決めることなんで、読めないという部分はありましようけれども、おおよそその辺のところは若干きついなと思いつながら、いかれたんだと思うんですけども、やはりそういう縛りがある以上、その辺はよく最初から考えていくほう

がいいんじゃないかなと思うんですけど。

実友委員長 部長。

中岸産業部長 加速化交付金につきましては、それこそ昨年の12月時点で出た話で、申請しながら3月補正等での繰り越し作業ということで、いろいろと国のほうとやりとりした中で、いけるという確約はいただいてない中で、こういう状況になったということについて、やはり若干市全体の中でのソフトはたくさんあるという判断と、それから、やはり個々の事業での判断という、そういう見解の相違が出たということも考えられますので、そこら辺につきましては今後精査等をしながら、こういうことがあまりないようにしたいと思っております。

飯田委員 お願いします。

実友委員長 藤原委員。

藤原委員 3月のときにいろいろ説明があったと思うんですけども、いわゆるこの交付金から過疎債に振り替えしたということで、例えば過疎債は3割が一般財源ということだったけど、その財源的なものはどないなっとんですか。加速化交付金やったら100%もらえたんか、過疎債になったら30%一般財源の負担になりますよとか、その辺を教えていただきたいんですけど。

実友委員長 部長。

中岸産業部長 議案書のほうの第71号議案の8ページをちょっと見ていただきたいと思います。

その中で、当初から県の補助金1,400万円と、それから加速化交付金ということで2,600万円を充てるということで、合計4,000万円の事業ということで予定しておりました。その県の補助金1,400万円につきましては、市のほうとしては平成27年繰り越しで事業を行うけども、県としては平成28年度の県補助金として交付するということを県民局のほうと交渉の中で、県民局のふるさとづくり推進事業補助金という中で、そのほうを活用することになりましたので、いわゆる加速化交付金を過疎債のほうに切り替えたという形でございます。一般財源のほうへは現状の中では振り替えるという形にはしてないという形になっております。

実友委員長 藤原委員。

藤原委員 3割の負担は過疎債では要るわね。その分はやっぱり市の負担が増えたということでもいいんやね。

実友委員長 部長。

中岸産業部長 それは、将来的。今回の財源は8ページのところに書いておるように、

8 ページの 6 款の商工費のところの補正額の財源内訳のところで見てもらうように、
国県補助金が1,400万円と、過疎債が2,600万円という形での記入となっております。
実友委員長 藤原委員。

藤原委員 3割は増えるわけやな。過疎債の元利償還金の段階では。

中岸産業部長 そうですね。

藤原委員 はい、わかりました。

実友委員長 ほかございませんか。

岡前委員。

岡前委員 予算がついたら、トイレにしても駐車場にしても工事してさえできるんですけども、やっぱりその後の管理をしっかりしていかなんだら、かえって、特にトイレなんかは、その地域のイメージを左右するもんやと思うんやね。まして、氷ノ山なんかはすごい離れたところにつくるわけやし、これをどういう体制で、どういう頻度で、僕は最低限毎日1回は誰かが清掃に上がるとかというふうな対応をとらないと、1週間に一遍とかそんなことではあかん、イメージをかえって損なうんやないかなあと思うんやけども、そのあたりの体制的管理運営についてはどんなふうにご考えておられるのかね、今のところ。

実友委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 今回のトイレにつきましては、千町の岩塊流のところに置いて要るバイオトイレと同じものなんですけども、そちらのほうは、専門業者の点検が年2回ほど今やっていますので、同じようにそちらのほうは専門業者に委託するということになると思います。

清掃につきましては、千町の方で、今、週1回程度自治会に委託をしているんですけども、まだ正式には維持管理などはお話はしてないんですけども、セラピーと登山ということで、しそ森林王国観光協会のほうに維持管理についてはまた委託するようになるというふうには考えております。ただ、頻度は毎日というのはちょっとなかなか難しいかもわからない、それは今後のしそ森林王国観光協会とも協議しながら詰めていきたいと思っております。

実友委員長 岡前委員。

岡前委員 それだったら、あくまで山に置くものなんで、やっぱり入山客が多い時期とか、全くない時期とか、極端に分かれてしまうだけに、本当に平日でも何人かは、例えば氷ノ山なんかやったら利用して、別に登山届けを出す必要もないし、利用されると思うんですね。森林セラピーなんかのほうは多分事前に予約をとってと

いうふうなことで、その前の日に清掃するとかいうこともあるやろし、今回、つくっているのは、その手前のトイレの改修工事やから、そこも誰がいつ行くかというふうなことは不特定になってくるわけやから、そのあたり、もみじシーズンやとか、入り込み客が多いときは極端に言うたら毎日1回は点検に行くとかね、それ以外のあまり観光客が入られないときについては週1回でもええとかいうふうなことで、きちっと仕分けをして、やっぱり行った人がたまたまトイレが汚れた状態にあって、利用せざるを得ない状況になっとったとしたら、もうそれだけでその方のイメージというのは、そういうええトレイつくってやけども、掃除は行き届いてないなということになるわけやからねえ。そのあたりのところは、うまいこと管理していかんだら、かえってマイナスになるということも考えて、委託されるんやったら委託されるでええと思うんやけども、そういうところをきちっと詰めた話を上手にしておいてもらわんだら、マイナス効果につながるということは、よう考えていただいおかなあかんのと違うかなと思うんやけど。

実友委員長 寺元課長。

寺元商工観光課長 言われるように、やっぱりたくさん来るとかいうときと、来ないときというの、市のほうでも大体ここ2年ツアーもやってますので、わかっていると思います。それとまた、朝来市のほうにもトイレがあって、維持管理されてますので、そっちの状況も聞きながら、その辺はうまく印象が悪くならないようにできるように考えていきたいと思います。

実友委員長 よろしいですか。

ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

実友委員長 第71号議案終わってよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

実友委員長 それでは、第71号議案についてはこれで質疑を終わりたいというふうに思います。

それでは、産業建設常任委員会に切り替えていきたいというふうに思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

実友委員長 暫時休憩。

午前 9時46分休憩

午前 11 時 42 分再開

実友委員長 続いて、分科会のほうに入らせていただきたいというふうに思います。

予算決算常任委員会の産業建設部分科会の部分、第71号議案、平成28年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）の関係部分について、賛成の皆さんの挙手をお願いしたいというふうに思います。

（ 挙 手 全 員 ）

実友委員長 全会一致で賛成でございます。

このことについても意見等、ございませんか。

（ 「なし」の声あり ）

実友委員長 それでは、これで分科会のほうを閉じさせていただきます。

（ 午前 11 時 43 分 閉会 ）

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会産業建設常任委員会 委員長 実 友 勉